⑺　Time limit of tender : 17 : 00　15 January, 2021

⑻　Contact point for the notice : Takuya Kobayashi, Division of Contracts, Department of Finance and Accounting, University of Tsukuba, 1―1―1 Tennodai Tsukuba-shi 305―8577 Japan, TEL 029―853―2179

⑼　Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年11月16日

契約担当役

国立大学法人宇都宮大学

財務部長　深松　順一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　09

○第１号

１　事業概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　事業名　宇都宮大学（陽東）女子学生寮（仮称）整備事業

⑶　事業場所　栃木県宇都宮市陽東７－１－２（宇都宮大学陽東団地構内）

⑷　事業概要　学生宿舎（103戸）の新営（設計・施工一括発注方式）

⑸　履行期限　契約締結日の翌日から令和４年２月28日（月）まで

⑹　事業の実施形態

①　本事業は、事業の目的物の設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式による事業である。

②　本事業は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑺　本事業は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、契約担当役の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本事業は、「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式、を実施する事業である。

２　競争参加資格

⑴　宇都宮大学契約事務取扱細則第３条及び第４条に該当しない者であること。

⑵　以下の双方に該当すること。

①　文部科学省における平成31・32年度設計・コンサルティング業務の一般競争参加資格者名簿において「建築関係設計・施工管理業務」の競争参加資格の認定を受けている者であること。

②　文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る平成31・32年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記２の等級がＡ等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した、以下の設計業務等及び施工の双方の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。

①　設計業務等については、学生宿舎又は共同住宅の設計をした実績を有すること。

②　工事の施工実績としては、３階建て以上で延べ面積が2,000㎡以上（複合棟の合計でも可）の学生宿舎又は共同住宅の新営工事の実績を有すること。

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成17年度以降に、元請けとして完成・引渡が完了した、上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置出来ること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　契約担当役から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑻　工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、平成30年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績表定表の認定点合計の各年度の平均が２年連続60点未満でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係ある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

⑾　建設業法施行規則第18条の２に定める経営事項審査を受審していること。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「企業の信頼性・社会性」、「企業の高度な技術力」をもって入札に参加し、次の(ｲ)、(ﾛ)の要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｲ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ﾛ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点、「加算点」は最高45点とする。

②　「加算点」の算出方法は、下記⑶①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）

①　企業の信頼性・社会性

・ワーク・ライフ・バランス等の推進

②　企業の高度な技術力

・建物配置図・各階平面図

・工事全般の施工計画

・安心・安全に対する取組

・その他独自提案